

仕様書

本仕様書は、つつじが丘地区と西脇小学校間の児童送迎バスの運転業務の仕様書である。なお、運転業務にかかる費用については、本仕様書に甲の負担と明記しているもの以外は、乙の負担とする。

- 1 乙の業務は、児童送迎バスの運転業務であり、業務の性格上その遂行に当たっては、交通法規の遵守等細心の注意を払い遂行するものとする。
- 2 乙は、甲の指示により西脇小学校の就学日（学年単位、クラス単位での登校日を除く。）に、児童送迎バスの運行をする。原則として土曜日、日曜日、祝日、春・夏・冬休み等は運休するが、全校生徒が登校する学校行事（夏休み中の登校日、授業参観日、運動会等）により、これらの日に運行する場合があり、また、気象状況等により、急なやむを得ない運行時間の変更をすることがある。

なお、送迎の時間、回数の詳細については、別途西脇小学校校長と協議するものとする。（約210日程度の運行を予定している。）

- 3 乙は、自然災害（台風・降雪・地震等）等の緊急時は、甲が別途通知する送迎バス運行対応表に沿って運行の可否を決定するとともに、校長及び甲に連絡し、甲の指定する場所に児童が分かるように必要に応じて掲示するものとする。

ただし、甲が特に必要と認めたときは、甲の指示により乙は送迎バス運行対応表にかかわらず運行するものとする。

また、乙は甲及び学校連絡用に携帯電話1台を準備するものとする。

- 4 乙は、業務の遂行に当たり、甲の所有する児童送迎バス（乗車定員25名 三菱ふそうローザショートエコライン 2RG-BE740E AAGE 1台）を使用するものとする。
- 5 乙は、児童送迎バスの日常整備点検を行うとともに、常に善良な管理を行うものとする。
日常整備点検は運行前、運行後それぞれ30分程度とする。

なお、児童送迎バスの故障等により、運行に支障が生じたとき、または生じるおそれがあるときは、直ちに甲に連絡するとともに甲の指示により修理業者への引き渡しなど適切な処置をとるものとする。

- 6 乙は、定期的に児童送迎バス車両の適切な清掃を行い、運行車両の清潔を保たなければならない。
- 7 乙は、委託業務以外に児童送迎バスを使用してはならない。
- 8 児童送迎バスの燃料、油脂類、管理費及び諸雑費は、甲が負担するものとする。ただし、次に掲げる費用は乙の負担とする。
 - (1) 第5項に掲げる日常整備点検及び管理並びに修理業者への引き渡しに係る費用
 - (2) 第6項に掲げる車両の清掃に係る諸経費
- 9 乙は、登校時及び下校時共、所定の場所で児童を乗車及び下車させるものとする。
なお、つつじが丘地区内の乗車・下車場所は、別途甲と乙が協議してこれを定めるものとする。

1 0 乙は、業務委託契約書の第10条第4項に対応するため任意保険に加入するものとし、加入証明書を甲に提出するものとする。

1 1 乙は、別途甲と自動車使用貸借契約（無償）を結ぶものとする。

1 2 乙は、甲が所有する児童送迎バスを、つつじが丘内の車庫で保管するものとする。

1 3 児童送迎バスの運行は、保管場所から各乗降車場所（団地内一周約2km 3箇所）を経由して、団地出口から西脇小学校北側にある乗降車場所までの約1.3kmの往復とする。

なお、乗降車場所においては、バスの停車のみ可であり、駐車することはできない。

1 4 甲は、自動車損害賠償保障法に基づく保険金の支払額を限度として、責任を負うものとする。

1 5 前項記載の保険金を超える損害については、第10項に規定する保険において、乙が責任を負うものとする。

1 6 乙は、児童送迎バスの運転業務の従業員に対し、最低賃金制度を厳守するものとする。

1 7 乙は、和歌山市長あての運転日報を毎月業務完了後、遅滞なく提出すること。

1 8 乙は、運転業務に従事する運転士の業務開始時及び業務終了時に甲が貸与するアルコール検知器にて酒気帯びの有無を確認し、その測定結果を甲の安全運転管理者に報告するものとする。ただし、当該報告については前項の運転日報にアルコール濃度、酒気帯びの有無、確認時刻、確認者名を記載することにより運転日報をもって報告とすることができる。

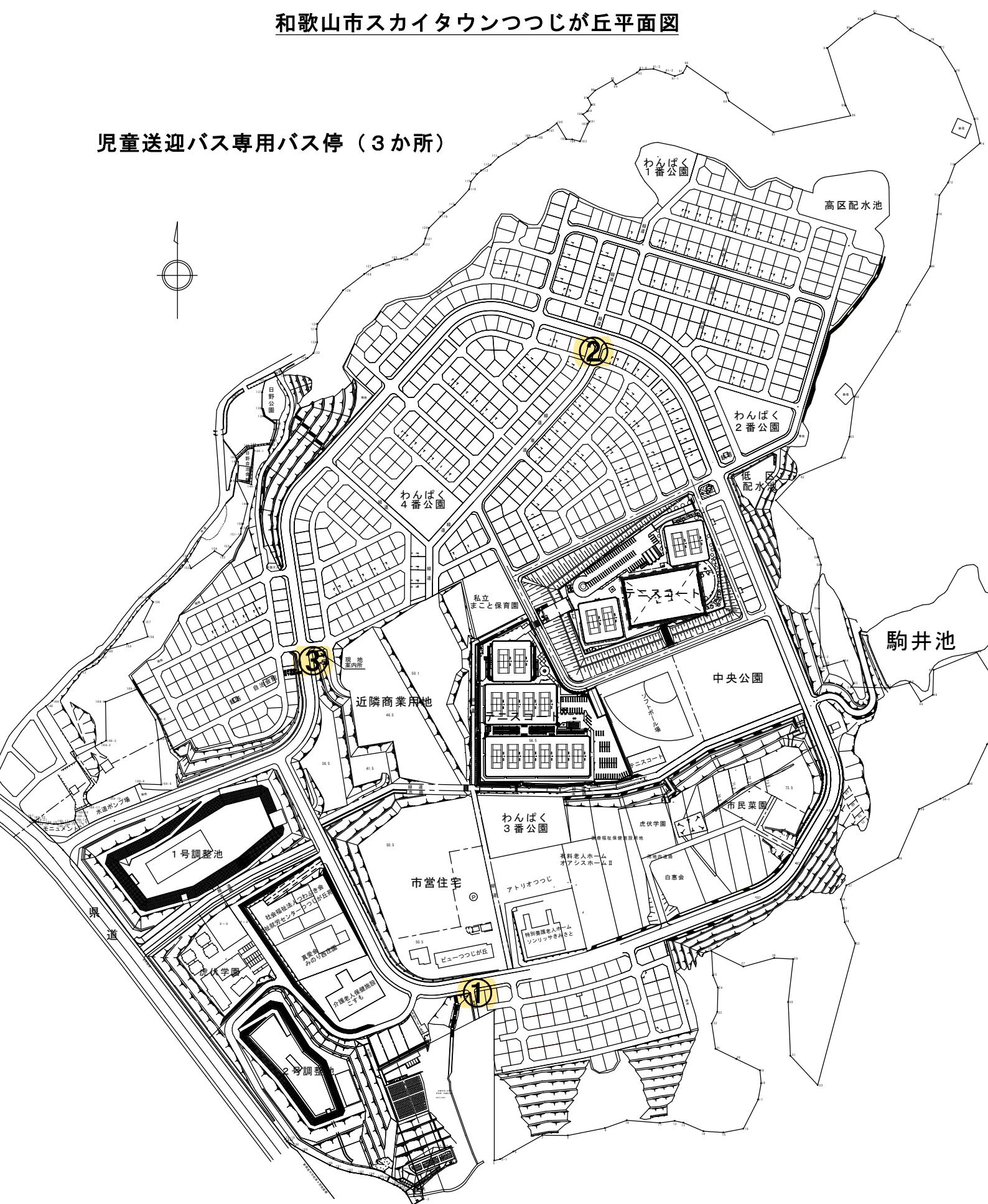
1 9 乙は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

和歌山市スカイタウンつつじが丘平面図

児童送迎バス専用バス停（3か所）



スカイタウンつつじが丘児童送迎バス運行経路

(スカイタウンつつじが丘出口から西脇小学校裏駐車場までの距離 約1300m)



縮尺 1 : 7000

100 50 0 100 200

令和8年度スカイタウンつつじが丘児童送迎バス運行時刻表（予定）

(児童数は令和7年度実績)

登校時	月～金曜日 (75人)	(1便目) 7：20 (18人)	(2便目) 7：35 (19人)	(3便目) 7：50 (19人)	(4便目) 8：05 (19人)

(小学校駐車場出発時間)

下校時	1年生 (10人)	2年生 (10人)	3年生 (14人)	4年生 (15人)	5年生 (15人)	6年生 (11人)
月曜日	14：55, 15：10 (2便運行)		15：45, 16：00,	16：00,	16：15 (3便運行)	
火曜日	15：45, 16：00,	16：15,	16：30,	16：45 (5便運行)		
水曜日	13：25, 13：40,	13：55,	14：10,	14：25 (5便運行)		
木曜日	14：55 (1便運行)	15：45, 16：00,	16：15,	16：30 (4便運行)		
金曜日	14：00, 14：15 (2便運行)	14：55 (1便運行)	15：45,	16：00,	16：15 (3便運行)	

※ 運行時間については予定時刻であり、諸事情により変更する場合がありますので、ご了承ください。

※ 登校時は、混雑を避けるため、当課にて各児童の乗車時間を指定していますので、指定した時刻便にご乗車ください。

業 務 委 託 契 約 書

和歌山市（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は児童送迎バス運転業務（以下「委託業務」という。）の履行を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は 円（消費税及び地方消費税分を含む。）とし、1月当たりの支払金額は、 円とする。

（業務管理責任者及び業務管理者）

第5条 乙は、委託業務を行うに際し、業務管理責任者及び業務管理者を置くこととする。

2 業務管理責任者は、現場の業務実施の責任者であり、業務管理者に対する日常業務の指示及び指揮監督を行う任に当たるものとする。

3 業務管理責任者は、常に所在を明らかにし、業務の履行に関して甲と連絡・調整ができるようにならなければならない。

4 業務管理者は、業務管理責任者の指示に基づき委託業務を履行するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第10条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

- 2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。
- 3 甲は、乙の業務遂行中における自動車事故については、自動車損害賠償保障法に基づく保険金の支払額を限度として、責任を負うものとする。ただし、業務外の事故については、一切の責任を負わないものとする。
- 4 前項記載の保険金を超える損害については、乙においてその責任を負うものとする。ただし、甲がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(乙の履行不能)

第11条 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務を履行しないときは、その履行不能分に相当する委託金の額を減額して、甲に委託金を請求しなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

- 2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10の金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(確認)

第12条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なく甲の確認を受けなければならない。

- 2 乙は、前項の確認の結果、甲から補正を命ぜられたときは、直ちにこれに応じなければならない。

(委託金の支払)

第13条 乙は、当該月に履行した委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、委託金の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。
- 3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第14条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 第21条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。
 - (3) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。
 - 3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。
 - 4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。
- 第15条 甲は、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。
- 2 第9条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。
 - ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）
- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第17条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものといい、契約者等に対して行われていないときは、各

名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（4）排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（5）乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいづれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙の解除権）

第18条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）第9条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。

（2）第9条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が6か月を超えたとき。

2 第9条第2項及び第14条第4項の規定は、前項の規定により、この契約を解除された場合に準用する。

（賠償金等の徴収）

第19条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないとときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足あるときは乙に追徴する。

（秘密の保持等）

第20条 乙は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

（個人情報取扱特記事項の遵守）

第21条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

（和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守）

第22条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

- 2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産（以下「重要情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。
- 3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して重要情報資産の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を準用する。

(合意管轄)

第23条 この契約に関し、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(補則)

第24条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 4月 1日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花正啓 印

乙

印

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してもならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しだったときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めること及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならぬ。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

- (1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。
- (2) 当該事故の原因を分析すること。
- (3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。
- (4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。

自動車使用貸借契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり自動車使用貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（使用貸借物件）

第1条 甲は次の自動車（以下「物件」という。）を無償で契約期間初日に乙に貸し付け、乙はこれを借り受けるものとする。

登録番号

車台番号

（使用目的）

第2条 乙は、物件を自動車運転委託業務のみに使用するものとし、その使用目的以外に使用してはならない。

（期間）

第3条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（善管注意義務）

第4条 乙は、物件を善良な管理者の注意をもって使用し、管理しなければならない。

（経費の負担）

第5条 物件の車検料、定期点検料、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税、燃料費その他 の維持・管理に要する経費は、すべて甲の負担とする。

（契約の解除）

第6条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

（1）令和8年4月1日締結した業務委託契約を解除したとき。

（2）乙がこの契約に違反したとき。

（暴力団等排除に係る解除）

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。

以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

（2）乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
 - (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(物件の返還)

第8条 この契約が終了した場合、乙は直ちに物件を返還しなければならない。

(物件の滅失又損傷)

第9条 乙は、物件が滅失し、又は損傷したときは、遅滞なくその状況を甲に通知しなければならない。

2 乙は、その責めに帰すべき事由により物件が滅失し、又は損傷したときは、甲の指示に従い乙の負担において物件を原状に復さなければならない。ただし、乙に物件を回復させることが適当でないと甲が認めたときは、この限りでない。

(物件の転貸等の禁止)

第10条 乙は、物件を第三者に転貸し、又はその使用権を第三者に譲渡してはならない。

(実地調査等)

第11条 甲は、必要があると認めるときは物件の維持・管理等の状況について、実地調査し、又は乙に対して所定の報告を求め、若しくは必要な指示をすることができる。

(第三者に与えた損害等の責任)

第12条 物件の使用に伴う事故等のため第三者に損害を与えたとき、又は第三者から損害を被ったときは、すべて乙の責任において解決するものとする。

(合意管轄)

第13条 この契約に関し、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義を生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花正啓 印

乙

印